

一般廃棄物処分業許可証

住所 寒河江市大字日田字中向400番地

氏名 株式会社 アールテック

代表取締役 後藤重信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項
の許可を受けた者であることを証する。

寒河江市長 佐藤洋樹



許可の年月日

令和2年1月20日

許可の有効期限

令和4年1月19日

1 事業の範囲

事業の区分 ごみ処理施設(破碎処理)

一般廃棄物の種類 木くず、廃プラスチック、紙くず、粗大ごみ

2 許可の条件

- (1) 許可業者は、市の指示に従い廃棄物の処分を行うこと。
- (2) 許可業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条第1項の処理基準に従い、一般廃棄物の処分を行わなければならない。
- (3) 許可業者は、特別管理一般廃棄物の処分を行うときは、政令第4条の2第1項の処理基準に従わせなければならない。
- (4) 許可に係る権利を他に譲渡し、又は他に代行させてはならない。
- (5) 条件に定めるものほか、関係法令に違反する行為があった場合は、許可を取消し、又は業務の変更を命ずることがある。

3 許可の更新、変更の状況

更新